

第三十六回港湾環境整備負担金部会

平成二十八年十月二十五日（火）

於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十六

一 開 会

二 諮問事項の審議

・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者

学識経験者

(一財)みなと総合研究財団理事長 鬼頭平三  
明治大学農学部教授 倉本宣

港湾・海上公園関係者

(一社)東京港運協会会長 鶴岡純一  
東京倉庫協会会長 宮本憲史  
(一社)日本船主協会常務理事 石川尚  
東京港湾労働組合連合会執行委員長代行 山田敏也

関係行政機関の職員

関東地方整備局長 大西 亘(代理)  
関東運輸局長 持永秀毅(代理)  
東京海上保安部長 田中弘之(代理)

東京都職員

港湾経営部長 松川桂子  
海上公園課長 渡邊正也  
監理担当課長 下羅智宏  
企画担当課長 宮崎成

開 会 （午後一時五十二分）

○宮崎企画担当課長 それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第三十六回の港湾環境整備負担金部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しいところをお集まりくださいますので、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長の宮崎が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、定足数についてご報告申し上げます。本日は九名の委員のうち、代理の方を含めさせていただきますまして全員の出席が確認されます。したがって、東京都港湾審議会条例に定められております定足数に達しておりますことを報告させていただきます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきましてご確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

次に、「港湾環境整備負担金部会委員名簿」

でございます。

それから、「諮問書（写）」でございます。

次に、資料一としまして「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」でございます。

資料二は「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三が「負担割合一覧表」でございます。

資料四が「平成二十七年度・平成二十八年度事業費等比較表」でございます。

そのほかに、冊子でお配りをしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、それから「港湾環境整備負担金制度について」の冊子でございます。

それから、一枚ぺらで座席表を配付させていただきます。ただいております。

以上、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これから先につきましては、部長、よろしく願いいたします。

○鬼頭部会長 諮問事項の審議に入ります前に、本部会は前回の部会以降、委員の方の交代がございましたので、事務局からご紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○宮崎企画担当課長 それでは、新たにご就任いただきました委員の方々につきまして、大変僣

越ではございますが、私のほうからご紹介をさせていただきますと存じます。ご着席のまま結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、東京倉庫協会会長の宮本委員でございます。

○宮本委員 宮本でございます。よろしくお願いいたします。

○宮崎企画担当課長 次に、関東地方整備局長の大西委員でございますが、本日は高田副局長が代理出席をされております。

○大西委員代理（高田） 高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎企画担当課長 次に、関東運輸局長の持永委員でございますが、本日は交通政策部の鎌田次長が代理出席されております。

○持永委員代理（鎌田） 鎌田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎企画担当課長 以上で新たにご就任いただきました委員のご紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、東京都側の職員を紹介させていただきます。

港湾経営部長の松川でございます。

○松川港湾経営部長 松川でございます。よろしくお願いいたします。

○宮崎企画担当課長 港湾経営部監理担当課長の  
下羅でございます。

○下羅監理担当課長 下羅でございます。どうぞ  
よろしくお願いいたします。

○宮崎企画担当課長 臨海開発部海上公園課長の  
渡邊でございます。

○渡邊海上公園課長 渡邊と申します。よろしく  
お願いします。

○宮崎企画担当課長 どうぞよろしくお願い申し  
上げます。

#### 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指  
定（案）

○宮崎企画担当課長 引き続きまして、本日の審  
議事項でございますが、お手元の配付資料の諮  
問書の写しに記載がございます、港湾環境整備  
負担金に係る負担対象工事の指定（案）につい  
てでございます。

本件審議につきましては、昭和五十五年の東  
京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の  
決議をもって審議会の決議とするものとなっ  
ております。

それでは、部会長、よろしくお願いいたしま  
す。

○鬼頭部会長 それでは早速、諮問事項の審議に入らせていただきたいと思います。「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

○松川港湾経営部長 私、港湾経営部長の松川でございます。よろしくお願いいたします。

ご説明申し上げたいと存じます。港湾環境整備負担金制度につきましては、既にご案内のことと存じますけれども、改めまして制度の概要につきまして、簡単に説明申し上げたいと存じます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正によりまして導入された制度で、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきましてご負担をいただくものでございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきましてご説明申し上げます。

本日も審議をいただきます平成二十八年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は三千八百八十一万余円、また、

負担対象事業者は七十四社でございます。

それでは、資料に基づき、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしてごきます資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」をらんください。

お手数ですが、三枚目をお開きいただきまして、「負担対象工事の指定について」の表をらんください。

表の最上段にあります①の「工事の種類」から⑧の「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次ご説明申し上げます。

なお、①から⑧までの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示する事項でございます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二の「港湾環境整備施設の維持の工事」は、今申し上げました施設に係る清掃除草等の維持管理を行うものでございます。

三の「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」は、清掃船による港内清掃等を行うも



のでございます。

②の欄は「工事の名称」でございます。

一の建設又は改良の工事は、城南島海浜公園及び新木場公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

三は東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」をお示ししております。

④の欄は「工事の完了した日」でございます。⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十七年度の費用でございます。

⑥の欄は「負担区域」でございます。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際にご負担をいただきます事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方々でございます。

⑦の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。そ

の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

⑧の欄は「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございまして、この面積が負担金額算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案につきまして概略をご説明申し上げますが、詳細につきましては資料二で補足させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料二の一ページをお開き願います。

負担金の負担区域を図示したものでございます。

負担区域は、東京港港湾区域及び臨港地区でございます。図の右下の表の上段にお示ししておりますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございまして、面積は五千七百七十八・八ヘクタールでございます。

赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございまして、面積は千二十八・一ヘクタールでございます。

また、中段の表には、先ほどご説明申し上げますました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれ施工箇所を図示してございます。

青色で表示しております①から⑩の十公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維

持工事の対象としております。

公園の名称及び面積は下段の表に記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。存じます。

また、水面清掃工事の施工箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内でございます。

続きまして、二ページをお開き願います。「平成二十八年年度港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきまして、ご説明を申し上げます。

建設・改良工事につきましては、A欄の事業費が四千百八十六万余円に對しまして、記載の計算式によりまして、F欄の負担額が百六十一万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が九千八百七十五万余円に對しまして、負担額が千八百二十三万余円、水面清掃工事につきましては、事業費二億六千八十五万余円に對しまして、負担額が千八百九十六万余円となり、合計額は事業費四億百四十七万余円に對しまして、負担額は三千八百八十一万余円でございます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。また、D欄に分母面積となる事業場等の敷

地面積の算出基礎を記載してございます。

次の三ページから五ページまでは各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。

次に、六ページをごらんいただきたいと存じます。

平成二十七年度に実施いたしました建設・改良工事の概要でございます。城南島海浜公園では、緑色の線で囲まれたエリアにおいて、デッキ及び附帯設備の改修工事を実施いたしました。

七ページをお開き願います。新木場公園につきましても、トイレの増設、園路の改修等を予定しており、平成二十七年度は基本設計を実施いたしました。

次に、八ページをごらんいただきたいと存じます。

維持工事の対象となっております十カ所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。

維持管理面積につきましては、増減はなく、合計が約三十一万二千百十平方メートルとなっております。

次に、資料三をごらんいただきたいと存じます。負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘

案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じ種別化し、設定させていただいております。

次に、資料四をごらんいただきたいと存じます。この表は、ご参考までに平成二十七年度和平成二十八年度の負担金の対象となる工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十八年度、中段が平成二十七年、下段が増減を記載してございます。

このうち、事業者の方々にご負担いただく額といたしましては、表の一番右の「負担額」欄の計のところになります。昨年度と比べて、約三百二十万円減の三千八百八十一万余円となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○鬼頭部会長 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから諮問事項についてご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見ございましたら、ご発言よろしくお願いをしたいと思います。どちらからでもどうぞ。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特段ご発言もないようですので、港湾環境整備負担金に係る負担対象

工事の指定につきましては、原案どおりとする旨、決議をいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○鬼頭部会長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

部会長の私から答申書を松川港湾経営部長にお渡しいたしますが、準備がございますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。それでは、答申書をお渡しいたします。

（答申書手交）

○鬼頭部会長 それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと思います。

なお、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過につきまして、次回開催されます東京都港湾審議会において、私のほうからご報告をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、松川部長のほうからご挨拶を申し上げたいというお話がございますので、お願いいたします。

○松川港湾経営部長 本日は大変お忙しい中、本負担金部会にご出席をいただきまして、また、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

ただいま諮問案につきましては原案を適当とする旨、答申を頂戴いたしました。

東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

○鬼頭部会長　ありがとうございました。それは、これをもちまして閉会といたしたいと思えます。円滑な審議にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

閉　会　（午後二時十分）

— — — — —